

食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)

https://www.maff.go.jp/

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

対象事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)により国が行う土地改良事業(かんがい排水事業)である。なお、土地改良工事の施行上密接な関連のある工事で、国が委託に基づき施行する受託工事は財投対象外である。

(参考)

平成20年度に国営土地改良事業特別会計を一般会計へ統合したことに伴い、平成10年度以前の新規着工地区で事業費の一部につき借入金を財源とする地区(以下「財投借入地区」という。)で、平成19年度末までに工事が完了しなかった地区については、道県の財源に支障が生じないよう配慮する必要があることから、これらの地区に係るすべての工事が完了するまでの間に限って経過措置として借入金で措置すべく、食料安定供給特別会計に国営土地改良事業勘定を設けて経理することとなった。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

6年度財政投融資計画額	5年度末財政投融資残高見込み
7	163

3. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

① 政策コスト

(単位:億円)

区 分	5年度	6年度	増 減
1.国の支出(補助金等)	48	40	△8
2.国の収入(国庫納付等) ※	-	-	-
3.出資金等の機会費用分	-	-	-
1～3 合計＝政策コスト(A)	48	40	△8
分析期間(年)	15年	16年	1年

② 投入時点別政策コスト内訳

(単位:億円)

区 分	5年度	6年度	増 減
(A) 政策コスト【再掲】	48	40	△8
① 分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	-	-	-
② 分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	48	40	△8
国の支出(補助金等)	48	40	△8
国の収入(国庫納付等) ※	-	-	-
剰余金等の機会費用分	-	-	-
出資金等の機会費用分	-	-	-

③ 経年比較分析(対前年度実質増減額の算出) (単位:億円)

		5年度	6年度	単純増減
政策コスト	単純比較 (調整前)	48	40	△8
	経年比較 (調整後)	①分析始期の調整 (分析始期を6年度分析 に合わせた結果)	②前提金利の調整 (5年度の前提金利で 再試算した結果)	実質増減 (②-①)
		9	40	

【実質増減額の要因分析】

○ 政策コストの増加要因

・事業計画の変更による補助金等の増 (+32億円)

○ 政策コストの減少要因

・なし

④ 感応度分析(前提条件を変化させた場合)

(単位:億円)

(A) 政策コスト【再掲】	前提金利+1% ケース	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※	3. 出資金等の機会費用
40	40	△0	△0	-	-
(A) 政策コスト【再掲】	事業費+1% ケース	増減額	1. 国の支出(補助金等)	2. 国の収入(国庫納付等) ※	3. 出資金等の機会費用
40	40	+0	+0	-	-

(注) 各欄は単位未満四捨五入の端数処理により、合計において合致しない場合がある。

※ 国の収入(国庫納付等)は、収入がある場合マイナス計上する。 例: △100億円…100億円の国庫納付等を表す。

4. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ① 試算の対象:土地改良事業に要する費用に対し、一定の割合により一般会計からの繰入が行われるもの
- ② 試算の対象の公共事業:かんがい排水事業2地区(6年度)
- ③ 試算の対象事業規模:3,460百万円(6年度)※土地改良事業費等の公共事業に必要な経費を計上
- ④ 分析期間:6年度から財政融資資金の償還に係る土地改良事業負担金の回収が終了する21年度までの16年間
- ⑤ 道県が負担する土地改良事業費負担金については、償還条件13年(うち3年据置)をもとに算出し事業収入を計上
- ⑥ 残事業費に対し、年度ごとの事業計画等から年度別事業費等を算出し事業費を計上

	(実績)				(見込み)	(計画)	(試算前提)					
年 度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事業収入	26,038	23,042	16,877	14,232	11,130	7,571	4,046	3,400	1,910	1,631	1,360	1,138
事業費	24,562	21,923	16,501	11,682	11,130	7,571	4,046	3,400	1,910	1,631	1,360	1,138

	(試算前提)								
年 度	13	14	15	16	17	18	19	20	21
事業収入	940	706	517	364	274	214	126	52	21
事業費	940	706	517	364	274	214	126	52	21

5. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第6条及び附則第231条第6項で準用する附則第165条により、本勘定における一般会計からの繰入対象経費について「土地改良工事に要する費用で国が負担するもの及び当該土地改良工事に要する費用のうち土地改良法第90条の規定により都道府県に負担させる費用」と規定されている。

[国庫納付規定]

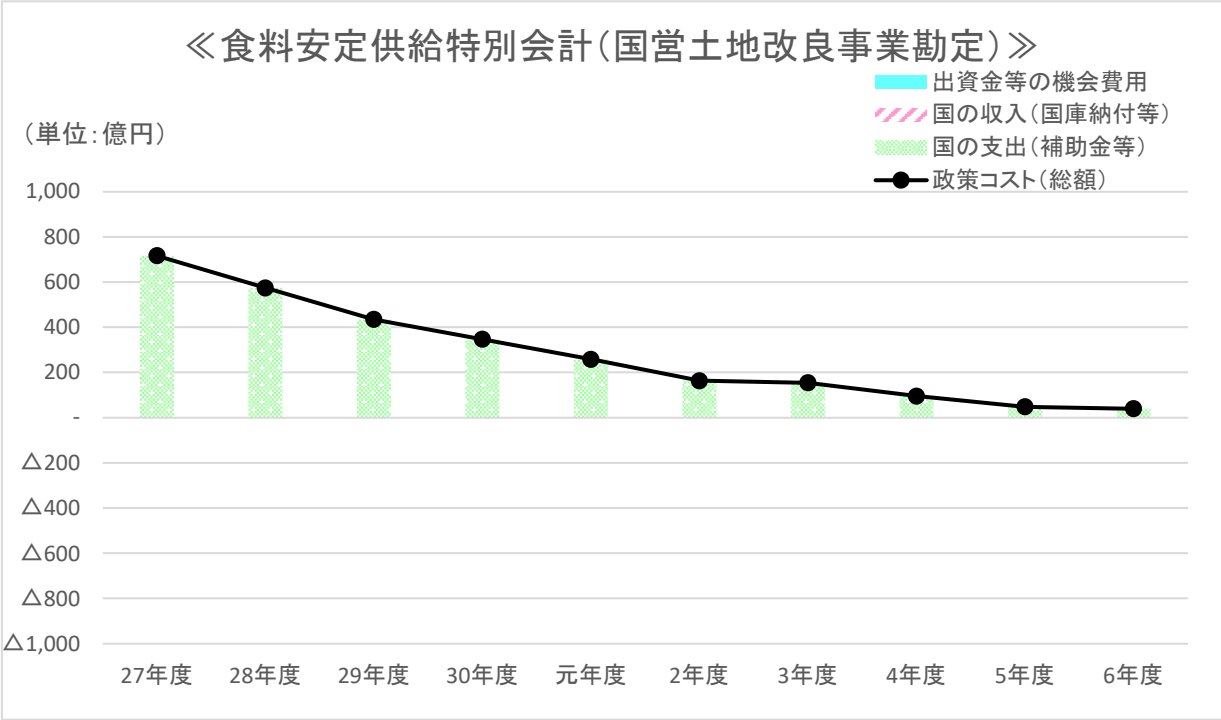
特別会計に関する法律附則第231条第6項において準用する附則第166条第1項の規定により「土地改良工事に係る土地改良法第90条の規定による負担金及びその利息の額のうち、附則第66条第18号の規定による廃止前の国営土地改良事業特別会計法第5条第1項の規定により一般会計から同法に基づく国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額並びに読替え後の第6条及び前条の規定により一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れた金額に対応するものは、当該負担金及びその利息の収納後、遅滞なく、法令で定めるところにより、同会計から一般会計に繰り入れるものとする。」とされている。

6. 特記事項など

特になし

政策コスト分析結果の概要

【政策コストの推移】



(注) 各年度の政策コストについて、推計に適用される金利等の前提条件は異なる。

(単位: 億円)

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
政策コスト(総額)	717	574	435	347	258	163	154	95	48	40
国の支出(補助金等)	717	574	435	347	258	163	154	95	48	40
国の収入(国庫納付等)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
出資金等の機会費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

【政策コストの推移の解説】

食料安定供給特別会計(国営土地改良事業勘定)の政策コストは、一般会計からの繰入を財源として土地改良事業に要する費用が対象。
公共事業の残事業費が減少することに伴い、毎年減少。

【政策コスト分析結果(令和6年度)に対する財投機関の自己評価】

令和6年度政策コストは、対5年度比で8億円減となっているが、公共事業の残事業費が減少することに伴い、一般会計からの繰入を財源とした土地改良事業に要する費用が減少することが要因であり、現状に即した適切な分析結果となっている。

また、感応度分析(前提金利+1%ケース)の結果、一般会計からの繰入を財源とした土地改良事業に要する費用が0億円減少するが、前提金利上昇に伴う割引率の低下によるもののみが要因であるため特段問題はない。

感応度分析(事業費+1%ケース)の結果、一般会計からの繰入を財源とした土地改良事業に要する費用が0億円増加するが、影響は限定的であるため、特段問題はない。